

# 【愛校寄付金 募集要項】

## 1. 募集期間

愛校寄付金として1口5万円、できれば在籍3年間で6口以上のご寄付をお願い申し上げます。ご寄付は任意のものとしてご協力をお願いしております。

募集期間:2023年6月20日～2023年9月30日まで

## 2. お申込み方法

別添の払込取扱票に必要事項を記入のうえ、ゆうちょ銀行にてお振込みください。

払込取扱票の生徒番号の欄には「J1850」や「H3951」などの生徒クラス番号を、生年月日の欄には寄付者(保護者)の生年月日を西暦でご記入いただきますようお願いいたします。

## 3. 所得税の控除

寄付金につきましては、確定申告により、所得税の税制上の優遇措置(「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれか)を受けることができます。

※詳細は裏面にてご確認ください。

申告時に必要な本学発行の寄付金領収書は、ご寄付いただきました日から2週間程度で、払込取扱票にご記入いただきましたご住所に郵送させていただきます。

### 《ご注意事項》

学校法人立命館の設置する学校(大学・大学院含む)への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません。また、文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の収受は禁止されております(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄付金を除きます)。入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍されており、その保護者様に対し募集している寄付をされる場合や、入学辞退等により結果的に入学されない場合も「入学に関してする寄附金」とみなされます。そのため、子女様等が最高学年で内部進学を予定されている場合や、在籍している子女様等とは別の子女様等が学校法人立命館の設置する学校の受験を予定されている場合、入学願書の受付開始日以降のご寄付はお控えください。

愛校寄付金についてのお問合せ先	立命館中学校・高等学校事務室
	電話 075-323-7111
	FAX 075-323-7123
	〒617-8577 京都府長岡京市調子一丁目1-1

## ご寄付による税制上の優遇措置について

学校法人立命館に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

	税額控除 *新たに選択可能になったもの	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$\{(寄付金額^{*1}-2000円) \times 40\%\}^{*2}$	寄付金額 <sup>*1</sup> -2000円
申告方法	本学発行の寄付金額収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。	
還付される金額 について  ※おおよその イメージです	例) 給与収入 600 万円の方が 5 万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)	
	<b>税額控除額:</b> $(5万円 - 2000円) \times 40\% = 19200円$  <b>還付金額<sup>*2</sup>:</b> <u>19200円</u>	<b>所得控除額:</b> $5万円 - 2000円 = 48000円$  <b>還付金額:</b> $48000円 \times 20\%^{*注} = \underline{9600円}$  <small>*注 各人が適用されている所得税率は収入によって5~45%の範囲で変動します。</small>
備考	上記の還付金額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算による金額です。 <b>必ず還付される金額ではございません</b> ので、ご注意ください。	

\*1…年間総所得額の40%が限度額です      \*2…所得税額の25%が限度額です

### ◀ 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます ▶

本学が条例指定を受けている地方自治体（2023年6月現在）

**京都府・滋賀県・大分県・大阪府**

**京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市**

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※住民税の寄付金控除についての詳細は、各自治体のホームページ等をご確認ください。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

<b>税制上の優遇措置についてのお問合せ先</b>	<b>学校法人立命館 総務部 寄付事務局</b> 電話 075-813-8110 FAX 075-813-8119 (受付時間 土日祝日を除く9:30~17:00) 〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地
---------------------------	--